新施設に入居する機能の考え方(案)

- 1 現在の3施設を構成する機能(裏面「各施設の機能」参照)のうち一体化後の新施設に入居する機能,また,新たに入居する機能については,次の観点から判断すべきものと考えている。(優先順位は(1)から(4)の順)
 - (1) 高度な専門的支援を行う機関として,法律により自治体が設置すると規定されているもの**
 - ※ 身体障害者更生相談所,精神保健福祉センター (デイケア事業除く),児童相談所,知的障害者更生相談所
 - (2) 専門的観点から、総合的で質の高い相談、支援体制の構築に資するもの ア 区役所・支所の相談、支援のバックアップ
 - イ 地域で障害者及び児童に関わる機関の支援力向上のサポート
 - (3) 障害保健福祉,児童福祉施策を推進するために,新たなニーズあるいは民間で十分に対応できないニーズに対応したり,民間の取組を先導するものとして,当面の間,「公」として推進していく必要があるもの加えて,一体として整備することで,より高い効果が発揮できると認められるもの
 - (4) 当該地域の相談等の支援を担うもので、他に場所を確保するまでの間 対応が必要なもの
- 2 新施設設置後も,施設が備えるべき機能については,社会のニーズや,行政の制度・施策,民間の取組状況を踏まえ,専門,中核的機能が果たせるよう,継続的に点検,検証を行う。

各施設の機能一覧

ンター診療所 こころの健康増 進センター デイケ こころの健康増進セニ療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支援 なごやかサロン	障害者総合支援法第5条第8項に規定 障害者総合支援法第5条第10項に規定 障害者総合支援法第5条第12項に規定 障害者総合支援法第5条第12項に規定 法的なものではないが、高次脳機能障害及びの関連障害に対する支援普及事業実施要綱 基づく支援拠点機関として位置付け 医療法第1条の5第2項に規定 ア事業 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定	相談課	医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・ 作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進 するための事業
障害者支援施設 高次脳機能障害者3 ター 地域リハビリテーションター診療所 こころの健康増進センター 「デイケー」 こころの健康増進セ:療所 京都市朱雀工房 京都市かサロン 見童福祉セン 児童相談所	障害者総合支援法第5条第10項に規定 障害者総合支援法第5条第12項に規定 法的なものではないが、高次脳機能障害及びの関連障害に対する支援普及事業実施要綱 基づく支援拠点機関として位置付け 医療法第1条の5第2項に規定 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 条第2項に規定 「非神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 「精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定」	そ 相談課 相談課 相談援助課 デイ・ケア課	施設入所支援事業(定員30名) 自立訓練事業(定員40名) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業 診療所事業 市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業 精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務)、精神医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業
ター 地域リハビリテーションター診療所	障害者総合支援法第5条第12項に規定 注例ではないが、高次脳機能障害及びの関連障害に対する支援普及事業実施要綱を基づく支援拠点機関として位置付け 医療法第1条の5第2項に規定 指神保健及び精神障害者福祉に関する法律で条第2項に規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 上のでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まず	相談課 相談援助課 デイ・ケア課	自立訓練事業(定員40名) 高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業 診療所事業 市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業 精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務)、精神医療審査会の事務局、手帳の判定、自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業
ター 地域リハビリテーションター診療所	を援セン 法的なものではないが、高次脳機能障害及びの関連障害に対する支援普及事業実施要綱を 基づく支援拠点機関として位置付け 医療法第1条の5第2項に規定	相談課 相談援助課 デイ・ケア課	高次脳機能障害がある者への支援に関する相談事業 診療所事業 市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業 精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務), 精神 医療審査会の事務局, 手帳の判定, 自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・ 作業指導(診療所業務), その他当該精神障害者の社会復帰を促進
ター 地域リハビリテーションター診療所	の関連障害に対する支援普及事業実施要綱 基づく支援拠点機関として位置付け 医療法第1条の5第2項に規定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 条第2項に規定 ア事業 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 を療法第1条の5第2項に規定	相談課 相談援助課 デイ・ケア課	診療所事業 市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業 精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務),精神医療審査会の事務局,手帳の判定,自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務),その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業
ンター診療所 こころの健康増 満センター デイケ こころの健康増進セニ療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支払 なごやかサロン 児童福祉セン 児童相談所	- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 条第2項に規定 ア事業 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 ンター診 医療法第1条の5第2項に規定	Ř6 相談援助課 デイ・ケア課	市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業 精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務),精神 医療審査会の事務局,手帳の判定,自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・ 作業指導(診療所業務),その他当該精神障害者の社会復帰を促進 するための事業
進センター デイケ こころの健康増進セ 療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支援なごやかサロン 児童相談所	条第2項に規定 ア事業 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 とター診 医療法第1条の5第2項に規定	デイ・ケア課	精神障害者福祉に関する複雑な相談・指導事業(診療所業務),精神医療審査会の事務局,手帳の判定,自立支援医療の認定 回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・作業指導(診療所業務),その他当該精神障害者の社会復帰を促進するための事業
進センター デイケ こころの健康増進セニ療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支援なごやかサロン 児童相談所	条第2項に規定 ア事業 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 とター診 医療法第1条の5第2項に規定	デイ・ケア課	回復途上にある精神障害者に対する医学的管理の下における生活・ 作業指導(診療所業務)、その他当該精神障害者の社会復帰を促進 するための事業
こころの健康増進セ 療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支払 なごやかサロン 児童福祉セン 児童相談所	精神保健福祉法第8条に基づき条例で規定 ンター診 医療法第1条の5第2項に規定		作業指導(診療所業務), その他当該精神障害者の社会復帰を促進 するための事業
療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支払 なごやかサロン 児童相談所	ンター診 医療法第1条の5第2項に規定	相談援助課	法に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための関係機関との連絡
療所 京都市朱雀工房 京都市地域生活支払 なごやかサロン 児童相談所			調整その他の精神障害者の緊急時における医療を確保するための 事業
京都市地域生活支持なごやかサロン 児童相談所		相談援助課 デイ・ケア課	診療所事業(デイ・ケア事業及び相談・指導事業のうち医師による精神科医療に該当する相談・指導業務)
なごやかサロン 児童相談所	障害者総合支援法第5条第1項に規定	指定管理	就労移行支援事業 就労継続支援事業
	慢センター 障害者総合支援法第5条第16項に規定	指定管理	相談支援事業
	障害者総合支援法第77条第1項第2号及び 号に掲げる事業	第3	地域生活支援事業
	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定		障害児相談支援事業
			市長が必要と認める市民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉 の増進に関する事業
,-	児童福祉法第12条第2項に規定	児童相談所 相談課 支援課	虐待, 非行及び養護等に係る相談の受付 虐待の相談・通告に係る初期対応 虐待, 非行及び養護等に係る支援 (一時保護, 施設入所, 在宅支援, 里親委託等)
		発達相談所 発達相談課	障害児に係る相談の受付
	児童相談所運営指針に規定		療育手帳に係る判定
	児童福祉法第21条の5の7第1項に規定		障害児通所支援及び放課後等デイサービス等の給付決定
	障害者総合支援法第22条第1項及び第77条 1項に規定	:第	短期入所及び日中一時支援の給付決定
	発達障害者支援法第13条に規定		発達障害に係る地域支援
	児童福祉法第24条の3第2項に規定		障害児入所支援の給付決定
知的障害者更生相認	炎所 知的障害者福祉法第12条第2項に規定		知的障害者に対する支援 (療育手帳に係る判定, 進路や生活に係る相談支援等)
児童福祉センター診療所 児童発達支援センター 「うさぎ園」	療所 医療法第1条の5第2項に規定	発達相談所 診療療育課	診療所事業
	ー 児童福祉法第43条第1号に規定	White is the second	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (言語障害・難聴児を対象とする児童発達支援 定員30名)
児童発達支援センタ 「こぐま園」	_	委託	福祉型児童発達支援センターとしての事業 (知的障害児を対象とする児童発達支援 定員50名)
京都市発達障害者オター「かがやき」	を援セン 発達障害者支援法第14条第1項各号に規定	委託	発達障害児・者に対する支援 (相談支援、就労支援、発達支援、普及啓発・研修)
	<u>'</u>	<u>'</u>	市長が必要と認める事業

注)児童福祉センターの機能である第二児童福祉センター(所在地:伏見区深草), 児童療育センター(児童発達支援センター「きらきら園」, 児童発達支援事業所 「なないろ」, 療育事業「あおぞら教室」)(所在地:伏見区深草), 児童療育所(療育事業「すぎのこ教室」)(所在地:右京区京北)については, 新施設の入居対 象ではないため除いている。